

指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業
介護老人保健施設リハパーク舞岡 運営規程

令和3年8月1日

第1章 施設の目的及び運営方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人親善福祉協会が開設する介護老人保健施設リハパーク舞岡(以下「施設」という。)が実施する指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、施設の従業員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防療養介護の提供に当たって、施設の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供する。

4 施設は、ユニット型施設としての特性を生かしたケアを実施し、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。また、市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をとる。

第3条 施設設備及び名称等→入所規定に準ずる

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容→入所規程に準ずる

第3章 入所定員

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は、入所者、短期入所者及び介護予防短期入所者を含め合計100人とする。

(定員の遵守)

第5条 害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させない。

第4章 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用

者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 入所、排泄、食事等介護及び日常生活上の支援
 - (2) 機能訓練及びその他必要な医療
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
- 2 第7条の送迎の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた時点から自宅までについて、次の額を徴収する。
- 実施地域を越えた地点から、距離に応じて実費。
- 3 その他の費用
- 施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険限度額の認定を受けている入所者の場合は、その認定証に記載された金額と施設設定金額とのどちらか低い額とする。
- 1) 滞在費 3,000円(1日あたり)ユニット型個室
 - 2) 入所者の選択に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。
 - 3) Dユニット 1,000円(税抜)(1日あたり)
 - 4) 食費 1日につき 朝 420円、昼 670円、夜 570円
 - 5) おやつ 1日につき 100円
 - 6) 理美容代 実費
- 4 入所者は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。
- 5 入所者は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービス内容及び費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活における通常必要となる費用として入所者が負担すべき費用は実費を徴収する。
- 7 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は下記の区域とする。

戸塚区	舞岡町・南舞岡・戸塚区の一部・上倉田町・下倉田町・吉田町・柏尾町・上柏尾町
港南区	下永谷・上永谷・丸山台・日限山・野庭町・上永谷町・日野・日野南の一部

第5章 施設の利用に当たっての留意事項→入所規程に準ずる

第6章 非常災害対策→入所規程に準ずる

第7章 その他施設の運営に関する重要事項→入所規定に準ずる

附則

この運営規定は、令和3年4月1日から施行する。

介護予防短期入所療養介護費 I

ユニット型個室【日額】

	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要支援 1	666 単位	714 円	1,428 円	2,142 円
要支援 2	826 単位	888 円	1,776 円	2,663 円

短期入所療養介護費 I

ユニット型個室【日額】

	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	879 単位	943 円	1,885 円	2,827 円
要介護 2	955 単位	1,024 円	2,048 円	3,072 円
要介護 3	1,018 単位	1,092 円	2,183 円	3,274 円
要介護 4	1,075 単位	1,153 円	2,305 円	3,458 円
要介護 5	1,133 単位	1,215 円	2,430 円	3,644 円

加算項目

名 称	単位	利用者負担額		
		1割	2割	3割
夜勤職員配置加算	24 単位	26 円	52 円	78 円
個別リハビリテーション実施加算	240 単位	258 円	515 円	772 円
緊急短期入所受入対応加算	90 単位	97 円	193 円	290 円
若年性認知症利用者受入加算 1	120 単位	129 円	258 円	386 円
重度療養管理加算 1	120 単位	129 円	258 円	386 円
送迎加算（片道）	184 単位	198 円	395 円	592 円
療養食加算	8 単位/食	9 円	18 円	26 円
緊急時治療管理費 1	518 単位	556 円	1,111 円	1,666 円
総合医学管理加算	275 単位	295 円	590 円	885 円
サービス提供体制強化加算 I	22 単位	24 円	48 円	71 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	46 単位	50 円	99 円	148 円
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×3.9%			
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数×2.1%			

食費・居住費・生活関連費用

区分	単位	利用者負担額
食費	各食	朝 420 円/昼 670 円/夜 570 円
居住費	1 日につき	3,000 円
おやつ	1 日につき	100 円
特別室料	1 日につき	1,000 円
日用品費	利用者が希望する場合	委託業者の単価表による
教養娯楽費	利用者が希望する場合	実費
理美容代	利用者が希望する場合	実費

※食費、居住費、おやつ以外は、別途消費税を徴収する。

負担軽減対象負担限度額

所得段階	利用者の所得段階別負担限度額				
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
(主な対象者)	(生活保護受給者)	(年金 80 万円以下) 預貯金等 650 万円以下	(年金 80~120 万円以下) 預貯金等 550 万円以下	(年金 120 万円超) 預貯金等 500 万円以下	左記以外の方
食費	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,660
居住費 (ユニット型個室)	820 円	820 円	1,310 円	1,310 円	3,000

※ 第 1 段階…生活保護受給者及び世帯全体が住民税非課税者で老齢福祉年金受給者

※ 第 2 段階…世帯全員が住人税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方

※ 第 3 段階①…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入が年間 80 万円超 120 万円以下の方

※ 第 3 段階②…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入が年間 120 万円超の方

文書作成費用

区 分	単 位	金 額
死亡診断書	1 通目	10,000 円
	2 通目より	5,000 円
生命保険の死亡診断書	1 通につき	7,000 円
恩給、厚生年金、国民年金、福祉年金等の障害認定診断書	1 通につき	7,000 円
一般診断書	1 通につき	5,000 円～
各種証明書	1 通につき	3,000 円

上記金額については、別途消費税を徴収する。